

新たなステージに立った E3PA

環境保護印刷推進協議会

「デジタル印刷」「CO₂削減貢献度」の 新認証制度がスタート

顧客企業を意図した〈B to B〉に視点を置いて啓蒙活動を展開

環境保護印刷推進協議会（会長：松浦 豊）では、「自己適合宣言マーク」として自ら制定した『クリオネマーク』を有効に活かしながら、環境貢献の企業姿勢を社会に訴えるとともに、【環境経営】の考え方を印刷会社の具体的なビジネス戦略に結びつけることに努めてきました。

創立7年目に入るのを機に、これまでとは内容の異なった環境保護基盤に立つべき“第2段階”を迎えたとの認識で、これらの新事業に取り組む方針です。

— 新認証制度を導入、実施へ

創立以来、オフセット印刷の工程から「澄んだ空気」と「きれいな水」に貢献していこうというコンセプトのもと、《Non-VOC》《Non-DRAIN》による環境対応に取り組んできましたが、環境ニーズの社会的変化や印刷技術のデジタル革新を受け、新たな認証制度として『デジタル印刷』と『CO₂削減貢献度』の認証制度を制定しました。

〈デジタル印刷システム〉および〈CO₂排出量算定システム〉、〈関連支援サービス〉の『奨励製品』の申請登録を待ち、実施に移す運びとなりました。

すでに、会員企業には『定時総会』などで制定の趣旨を広くPRして、今後は、印刷業界にも周知徹底をはかり、認証取得を呼びかけていこうと考えています。認証登録基準を高度化した「オフセット印刷バージョン」に、これら2つの新バージョンが付帯サービスとして加わったことによりまして、印刷会社における環境貢献のレベルは一段と向上します。

生産性の向上やマーケティング戦略の展開を通じて、印刷ビジネスにはかり知れない付加価値がもたらされるのではないかと期待しています。

— 顧客企業を対象とした「B to B」啓蒙

環境保護印刷推進協議会では、さまざまな展示会へ出展し、その都度、〈B to C〉の広報・PR活動に力を傾注してきました。広く社会一般に『クリオネマーク』の存在を浸透させ、認知してもらうことに積極的に取り組んできました。

もう一度、環境保護印刷推進協議会が考える『環境経営』の原点に立ち帰り、会員企業の直接の顧客（お客様）がもつ“ビジネスニーズ”に応えられるよう、〈B to B〉に比重を置いた啓蒙活動を展開していくこととなりました。

わたしたちは「環境保護印刷」を通じてサステナブルな社会の実現に取り組みます

「デジタル印刷」認証制度を制定

大きな付加価値が得られる付帯サービス
「デジタル印刷」認証制度



新たなビジネスステージへアップします

■取り組むメリットは？

受注拡大に力強い営業ツール

デジタル印刷方式は、

- ①ヤレ紙、ムダ紙の発生の防止
- ②消費エネルギー（電力量）の低減
- ③配送の効率化（オンデマンド納品）
- ④印刷物の資材や印刷製品の在庫スペースの縮減
- ⑤仕分け作業、取扱量の最小化
- ⑥廃棄物の削減

など、さまざまな観点で環境保護に貢献しています。

このようなデジタル印刷がもつ環境貢献の利点を顧客に提案することにより、オフセット印刷とは異なる市場分野で、受注拡大の機会が得られます。デジタル印刷システムは、環境対応をキーワードとする営業ツールとしてきわめて有効であり、マーケティングおよび生産の両面から《環境経営》の実現を促進できるのです。

■デジタル印刷システムとは？

生産利用に耐えるプロ仕様が基本

デジタル印刷システムとは、「印刷会社が製作する印刷製品の生産利用に耐え得るプロ仕様の無版式印刷機器」で、かつ、生産設備として機械設計されているものをいいます。原則として枚葉式；印刷用紙サイズA3判トンボ入り可能、長巻式：用紙幅300ミリ以上のロール原反搭載可能な機器（ラージフォーマットタイプを含む）に限ります。

印刷（出力）方法については、電子写真方式、インクジェット方式（溶剤系インクの利用は不可）のいずれかであるかを問いませんが、

- ①オフィス用
- ②名刺・ハガキ印刷用
- ③シール・ラベル用

④宛名印字用

に専用設計した機器は除くことといたします。

■認証登録の条件は？

E3PAの会員企業であることが前提

認証登録ができる条件は、

- ①オフセット印刷バージョンの認証を取得し、かつデジタル印刷システムを生産設備として併用している「正会員」企業（グループ会社、関連子会社、別工場等、本社と営業責任を同じくする企業を含む）
- ②デジタル印刷システムを独自に保有している「准会員」企業は「デジタル印刷」の認証を申請することができます。

デジタル印刷の生産設備をもっていない「准会員」も、「正会員」にデジタル印刷製品の生産を委託することを条件に、申請可能となっています。

その際、メーカー/ベンダー（協賛会員）との間で、継続した保守点検契約を交わしておく必要があります。また、消耗材料（トナーおよびインクのカートリッジ）の回収・再利用に関して、一定のリサイクル対応条件をクリアしていかなければなりません。

「デジタル印刷」認証制度マークについて



現在あるクリオネマーク（オフ輪印刷バージョン）は、「オフセット印刷」のマーク枠内に英文字で「WEB」とデザインしています。今回の「デジタル印刷」もこのデザインをベースに「DIGITAL」としました。会員企業が作製する製作物「デジタル印刷」であることを証明することで、環境貢献を明確にしました。

「デジタル印刷」認証制度 規約

1. 制定の趣旨

- (1)「クリオネマーク」の発行領域となっているオフセット印刷バージョンに、新たな付帯サービスとしてデジタル印刷バージョンを加えることによって、会員である印刷会社のビジネスに、さらなる付加価値がもたらされる。
- (2)デジタル印刷システムは、環境対応をキーワードとする営業ツールとして有効であり、マーケティングおよび生産の双方から環境経営の実現を促進する。
- (3)デジタル印刷がもつ環境貢献の利点を顧客に提案することにより、オフセット印刷とは異なる市場分野で、受注拡大の機会が得られる。
- (4)デジタル印刷方式は、以下のような各項目に寄与し、生産技術/生産管理の側面から環境保護に貢献する。
 - ①ヤレ紙、ムダ紙の発生の防止
 - ②消費エネルギー（電力量）の低減
 - ③配送の効率化（オンデマンド納品）
 - ④印刷物の資材および印刷製品の在庫スペースの縮減
 - ⑤仕分け作業、取扱量の最小化
 - ⑥廃棄物の削減

2. 認証登録の条件

- (1)デジタル印刷システムを、生産設備としてオフセット印刷機と併用している「正会員」企業（グループ会社、関連子会社、別工場等、本社と営業責任を同じくする企業を含む）、およびデジタル印刷システムを独自に保有している准会員企業（「A准会員Ⅰ類及びⅢ類」）のみが、デジタル印刷に関する認証を申請することができる。
- (2)ただし、生産設備を有しない准会員の場合は、「正会員」に生産を委託することを条件に、デジタル印刷に関する認証を申請することができる。
- (3)デジタル印刷方式によって、環境保護印刷であることの認証を取得したい者は、原則的に次項の＜定義＞に適合する「奨励製品」として、メーカー /ベンダーが当協議会に登録した「デジタル印刷システム」を設置し、かつ利用している旨を申請して、認証資格を得なければならない。
- (4)申請に当たっては、以下の条件をクリアする必要がある。
 - 1) 消耗材料（トナーおよびインクのカートリッジ）の回収・再利用に関して、以下のいずれかのリサイクル対応項目を満たすこと。
 - ①メーカー /ベンダーが提供する「リサイクルシステム」を利用する
 - ②メーカー /ベンダーが推奨する「リサイクルシステム」を利用する
 - ③印刷会社（会員）自身の責任で「リサイクル」をおこなう

※ただし、リサイクルを前提としていない供給品（インク用のボトルおよびパウチなど）については、印刷会社による適切な自家処理を原則とする。

- 2) メーカー /ベンダーとの間で、メーカー保証期間終了後も保守点検契約を交わしていること。
- (5)デジタル印刷システムを登録したメーカー /ベンダーは、「協賛会員」（AもしくはB協賛会員）として当協議会に加入していなければならない。なお、デジタル印刷システムだけを「奨励製品」として登録したい場合は、別途「C協賛会員」の資格で加入することができるが、オフセット印刷バージョンに「対応製品」を提供することは認められない。

3. デジタル印刷システムの定義

- (1)デジタル印刷システムとは、「印刷会社が製作する印刷製品の生産利用に耐え得るプロ仕様の無版式印刷機器」のことを指し、かつ、生産設備として機械設計されているものをいう。

ただし、下記の用途・使用目的のために専用設計した機器は、該当しないこととする。

 - ①オフィス用
 - ②名刺・ハガキ印刷用
 - ③シール・ラベル用
 - ④宛名印字用
- (2)印刷（出力）方法については、電子写真（トナー）方式、インクジェット方式（ラージフォーマットタイプを含む）のいずれであるかを問わない。
- (3)環境負荷の低減に配慮し、環境基準に適合する設計として、特定有害物質を削減した製品であることを示すRoHS指令に準拠、もしくは意図して製造していること。

4. 「マーク」の使用ルール

- (1)デジタル印刷バージョンの「クリオネマーク」には、技術水準や活用レベルに伴うステータスを設けず、[DIGITAL]の字句を入れた1種類の共通マークとしての使用に限ることとする。
- (2)当該「マーク」は、登録基準に適合したデジタル印刷システムを使用して製作した「デジタル印刷物」だけに掲載することができる。
- (3)オフセット印刷とのハイブリッド印刷物に関しては、オフセット印刷バージョンとのいずれかの使用、もしくは併載を可とする。
- (4)企業としてデジタル印刷による環境対応の姿勢と能力があることを認め、オフセット印刷バージョンと同様に、会社案内、営業案内、各種宣伝媒体、名刺への掲載（併載を含む）など、企業レベルでの使用を認める。
- (5)自社内にデジタル印刷システムを保有していない准会員（「A准会員」）の場合は、デジタル印刷物について生産を委託した外注先の「正会員」が有する登録番号（PIN番号）を記載する必要があり、かつ、広報宣伝など企業レベルで使用するときは、PIN番号を使用することはできない。

「CO₂削減貢献度」認証制度を制定

節電と省エネで実現する環境保全

「CO₂削減貢献度」認証制度



新たなビジネスステージへアップします

■制度の仕組みは？

企業に大きな“利益”をもたらす

CO₂削減をキーワードとする環境貢献の取り組みは、印刷会社のビジネスモデルとしてきわめて有効で、《環境経営》の推進に大きな力となります。制度の導入に当たっては、CO₂排出に直接影響する電力消費量の削減をテーマに、全社的な改善活動を評価し、その経営努力を環境貢献度に反映させることにしました。

効果的な手段として省エネ対策を重視し、

- ①電力消費量の削減余地が大きい生産設備（オフセット印刷機）
- ②刷版－印刷工程を有する印刷工場の空調設備などを対象に、実際に削減を可能にした改善努力を認証登録の基本条件とします。

生産効率の追求、工場管理の徹底による消費エネルギーの削減は、そのまま大幅なコストダウン、利益増大に直結し、企業にとって絶大なメリットをもたらしてくれるのです。

■認証登録の手順は？

電力の削減に取り組む改善努力を評価

CO₂削減貢献度に関する認証登録を申請するには、別掲の＜業務フロー図＞のとおりですが、

- ①電力計測装置によって、生産設備（オフセット印刷機）ならびに空調設備の電力消費量を算定し、削減効果を証明する
- ②CO₂排出量算定システムや関連の支援サービスを「奨励製品」として登録したベンダー（協賛会員）と、電力消費量削減に関するコンサルティング契約を結び、生産改善の成果について認定（検証）を受けることがポイントです。それと同時に、別途定める「省エネ対策項目」に

取り組んでいる旨を、企業としての責任で『自主行動宣言』していただく必要があります。

■クリアする条件は？

全社ぐるみの姿勢を社内外に示すこと

CO₂削減を実現するために、

①装置系 ②作業系 ③材料系 ④物流系の4つの分野で、協賛会員の指導を受ける必要があります。

例えば、作業系の1項目として「エネルギー使用の原単位管理に努めていること」が謳われていますので、こうした課題に応えなければいけません。

同じように『自主行動宣言』にも、

- ①産業部門（生産工場）
 - ②事務部門（オフィス）
- の両分野で、省エネ対策に欠かせない要件が網羅されていますので、全社ぐるみでCO₂削減に取り組む企業姿勢を、社内外に示していただくことになっています。

「CO₂貢献度」認証制度マークについて



デザイン中のキャッチフレーズは、現在の「クリオネマーク」のキャッチフレーズである「Clean Air Clear Water」の英文字をアレンジしました。

- CO₂ reduce＝「CO₂」をマーク中央にレイアウトし、制度の目的を強調します。
- SAVE ENERGY＝マークの上段に掲げて、具体的な取り組みの意思を表明します。

※削減するという意味の「リデュース」は、リサイクル、リユースとともに、環境対策の「3R」を構成しており、用語として相応しいのではないかと考えました。

「CO₂削減貢献度」認証制度 規約

1. 制定の趣旨

- CO₂排出量の削減をキーワードとする環境貢献の取り組みは、印刷会社の営業ツールとしてきわめて有効であり、マーケティング戦略および生産戦略の両面から、環境経営の実現を促すことができる。
- 「クリオネマーク」の発行領域となっているオフセット印刷バージョンに、新たな付帯サービスとしてのCO₂削減バージョンを加えることによって、会員である印刷会社のビジネスに、さらなる付加価値をもたらす。
- CO₂排出に直接影響する電力消費量の削減をテーマに、全社的な改善活動を評価し、その経営努力を環境貢献度に反映させることとする。
- 電力消費量が大きく、かつ削減余地も大きい生産設備（オフセット印刷機）、ならびに刷版・印刷工程を有する印刷工場の空調設備を対象とし、実現させた削減幅および削減を可能にした改善努力を、認証の基本条件とする。
- CO₂削減を達成するための有効な手段として省エネルギー対策を重視し、生産部門と合わせて、事務部門（営業、制作、総務等）においても自主的に実行している企業姿勢を、評価内容に加えることとする。

2. 認証登録の条件

- CO₂削減に関する認証を得たい会員企業（原則として、生産設備を有する正会員）は、下記の実施規定に沿って一定の基準を満たしたうえで、オフセット印刷バージョンと同様、工場単位で認証登録を申請しなければならない。
- 認証を希望する会員は、登録申請の際に、別途定める「省エネ対策項目」に取り組んでいる旨を、企業として『自主行動宣言』しなければならない。
- 認証を希望する会員は、生産設備ならびに空調設備の電力消費量を継続して計測するために、以下のいずれかの条件で電力計測装置を導入し、その機種、仕様、性能、装備対象設備、台数を事務局あてに届け出しておく必要がある。
 - CO₂排出量算定システムならびに関連の支援サービスを「奨励製品」として当協議会に登録したベンダー（メーカー/ディーラー）、あるいは当該ベンダーが推奨する計測装置メーカーから購入する。
 - 自社ですでに設置済み、もしくは独自に設置する計測装置を利用する。
ただし、計測値を自主的に算定したい場合は、正当な第三者機関の証明を添えなければならない。
- 認証を希望する会員は、「奨励製品」に登録したベンダーと、電力消費量削減に関するコンサルティング契約を結び、計測値をもとにした消費量の算定（前項①の場合）、ならびに改善指導の業務を委託し、削減成果についての認定（保証）を受けなければならない。
この場合、以下のいずれかであるかは問わないこととする。
 - ベンダーが自社の事業として実施しているコンサルティング業務
 - ベンダーが契約かつ推奨する専門家によるコンサルティング業務
 - 会員が独自に委託した専門家によるコンサルティング業務（ただし、申請と同時に当該専門家も「奨励製品」としての登録を要する）
- 認証登録した会員企業は、継続して削減に取り組んでいる成果を明らかにするために、毎年度、同一のベンダーによる認定を更新する必要がある。

3. 電力消費量の計測

- 会員企業は、CO₂排出量削減の指標とするために、下記に示す主要な印刷設備、空調設備に電力計測装置を設置し、自社工場における電力消費量を継続して測定しなければならない。
- 設置する電力計測装置の台数については、各社の事情を勘案してとくに定めることはしないが、少なくとも、下記に示すような代表的な標準設備（いずれかを選択可）には必ず設置しておかなければならない。
- 通常の電力消費量をサンプリングするため、一定の測定期間を設け、そこで得た測定値を自社基準（個別企業における標準値）とするとともに、改善努力によって得られるであろう、自主目標を定める必要がある。

電力消費量の測定を要する主な対象設備

1. 印刷設備（直接使用電力）

印刷方式	印刷サイズ	付帯装置
枚葉オフセット印刷機	・四六判(全判/半裁判/四裁判)	ニスコーター UV照射装置 冷却装置
	・菊判(全判/半裁判/四裁判)	
	・B判(全判/半裁判/四裁判)	
	・A判(全判/半裁判/四裁判)	
オフセット輪転印刷機	・B縦全判	ドライヤー、冷却装置 コンプレッサー ハレタイジングロボット 補機類
	・B縦半裁判	
	・B縦四裁判	
	・A縦全判 ・A横全判 ・A横半裁判	

※片面刷り専用/両面刷り兼用の如何、および色数に関する適用は各社の自由とする。

2. 空調設備（間接使用電力）

測定対象	適用機種	付帯装置
印刷工場に設置されている 工業仕様の設備	・パッケージエアコン 床置き型 セラレート型室内機	室外機 室外機（冷却塔）
	・ダクト型 室内機 ファンユニット	

※上記1.の印刷設備が稼働している印刷工場を空調できる能力をもつ設備を対象とする。

4. 協賛会員の役割

- CO₂排出量算定システムならびに関連の支援サービスを登録したベンダーは、「協賛会員」として当協議会に加入し、契約・提携の資格を得ていなければならない。
- 協賛会員は、主要な印刷設備および空調設備に設置されている計測装置により、会員企業の印刷工場における電力消費量を追跡、算定するとともに、その数値を基に削減の努力を検証し、環境に対する「CO₂削減貢献度」を認定することとする。
- 削減の成果とそれによる貢献度合については、印刷業界で相当とされる水準（標準レベル）を勘案しながら、協賛会員が責任をもって判定するものとする。
- 電力消費量の測定と並行して、下記の項目にわたる生産改善等の指導（コンサルティング）をおこない、実行に伴う具体的な成果を、環境貢献を認定するための判断基準とする必要がある。
- 会員企業が自主的にISO、省エネ法等に取り組んでいる場合は、あらかじめ認定の条件として含めておくことも可とする。

認証基準（電力消費量の削減を実現するための条件）

指導分野	指導内容／判定基準
装置系	・明確な経営方針のもと、高効率な省エネ型設備を導入すること ・生産設備および空調設備の予防保全に努めていること ・適切な段取りにより、生産設備の有効活用をはかっていること
作業系	・エネルギー使用の原単位管理に努めていること ・作業改善に取り組み、業務の効率を高めていること ・適切な工場管理で、スムーズな作業現場を維持していること
材料系	・CO ₂ 削減を意図してつくられた原材料を使用すること ・適切な品質管理により、無駄な原材料を発生させていないこと ・綿密な手配管理により、ミス、ロスを防止していること
物流系	・環境負荷の小さい輸送手段を可能な限り選択していること ・効率的な納品管理、配送管理に心掛けていること ・簡易包装、軽量包装、再利用可能な梱包に配慮していること

5. マークの使用ルール

- CO₂削減バージョンの「クリオネマーク」については、削減の水準に伴うステータスを設けず、1種類の共通マークとしての使用に限ることとする。
- 付与する「マーク」は、オフセット印刷バージョンに付随する「奨励マーク」と位置づけ、当協議会が発行するPIN No. とともに、[SAVE ENERGY]の文字を表示することとする。
- 認証を受けた会員企業は、登録基準に適合した環境保護努力の証として、CO₂削減バージョンの「クリオネマーク」を、自社が製作する印刷物に掲載することができる。
- 添付する説明文も、趣旨および意義を具体的に明記した、別途定めるものを使用できる。
- 当該「マーク」については、オフセット印刷バージョンと同様、会社案内、営業案内、各種宣伝媒体、名刺への掲載（併載を含む）など、企業レベルでの使用を認める。

「CO₂削減貢献度」認証制度 解説書(抄)

1. CO₂削減に取り組むメリット

CO₂削減に取り組む企業姿勢を顧客や市場に示すことは、印刷会社としての信用力の向上、受注機会の増加に繋がる。また、電力消費量の削減をめざす改善努力は、生産効率、コストダウンに直結し、利益の増大を約束する。このような営業戦略ツール、生産管理ツールとしての採算上のメリットを強調して、会員企業の賛同を得る。

2. 削減のための行動指針

省エネ対策を主眼とする改善手法を、以下のように具体的に列挙することにより、会員各社には、電力消費とCO₂排出の削減レベルの向上に取り組む参考にして、「自主行動宣言」に織り込んでいただくとともに、賛助会員には、改善指導および認定の際の材料としてもらう。

電力消費およびCO₂排出を削減するための改善手法

◆装置系◆

〈生産設備〉

- ・的確な生産計画による電力使用の平準化（最大電力の抑制）
- ・デマンドコントローラーの設置と夜間電力の利用
- ・適切な進捗管理によるスケジュール運転と稼働率の向上
- ・アイドル時間の短縮、不要時の機械停止
- ・乾燥用、脱臭用熱源の再利用（オフ輪関係）
- ・冷却水ポンプおよび排気ファンのインバーター化
- ・コンプレッサーにおける吐出圧力の低減とエア漏れの防止 等々

〈空調設備〉

- ・高効率な設備への取り替え（省エネ効果とコストの削減）
- ・室内設定温度の見直しと効率的な運転
- ・空調ゾーニングの設定（使用エリアの間仕切り）
- ・二重扉による空調負荷の軽減 等々

◆作業系◆

- ・改善項目と成果目標の設定
- ・改善成果の見える化（掲示効果）
- ・定期的な改善会議の開催
- ・改善手法の徹底（教育研修）
- ・作業手順の見直し（段取り時間の短縮）
- ・作業項目ごとの標準時間の設定（作業能率の管理）
- ・適正予備数（条件ごとの損紙）の見直しと運用管理
- ・手待ち時間の回避（工程フローの最適化）
- ・機械稼働率の向上（生産管理の徹底）
- ・ミスロスの要因分析と回避策の共有化
- ・高効率なHf照明機器の採用と適正照明の常時維持
- ・全体照明と局所照明の適切な組み合わせ（不要時の消灯）
- ・作業効率の向上、工程間の円滑化、手待ち時間の回避 等々

◆材料系◆

- ・PCR認定もしくはその趣旨に沿った原材料の採用
- ・ヤレ紙や不良品の発生防止
- ・再生紙、FSC認証用紙の使用とリサイクル協力 等々

◆物流系◆

- ・包装資材の軽減と分別リサイクル
- ・適正な積載、ムダのない配送ルートの採用
- ・低公害車（低燃費、低排出ガス、ハイブリッド等）の導入 等々

3. 認証制度における業務フロー図

会員企業は、当協議会が定める貢献度認証制度を足掛かりに、実際の排出量表示が可能な各社のCO₂排出量算定システムを導入、もしくは、より高度な内容の支援サービス（印刷機の使い方、設備の有効活用など、環境経営の実現に関する有料のサポート）を受けることにより、CO₂削減についての取り組みを一層、有効なものとする道が開けている。

（注：別図「CO₂削減貢献度 認証制度における業務フロー図」を参照）

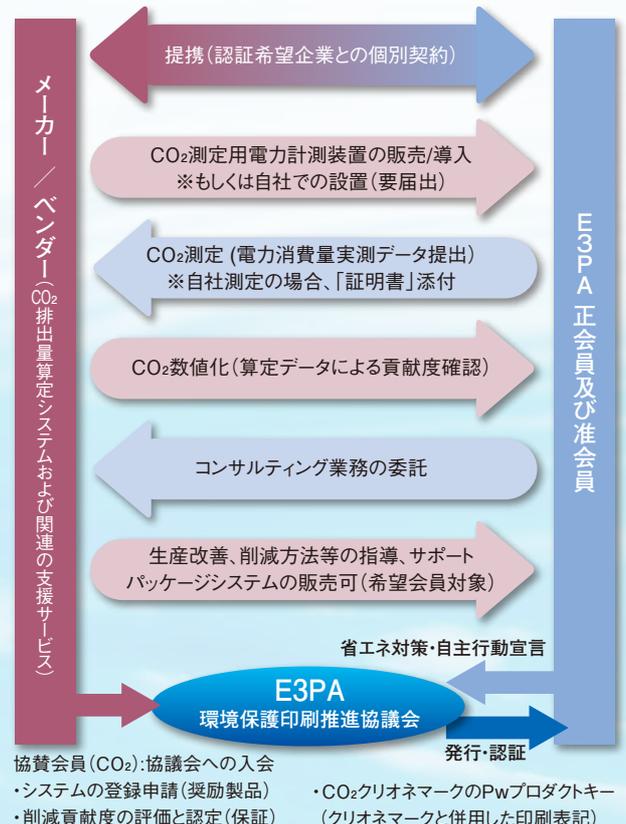
4. モデルプラントの研究

測定の基準が多岐にわたり、判断しにくい部分もあるので、標準的な印刷工場の具体例を研究して、参考に資する。

5. 当制度の意義と「カーボンフットプリント」との違い

適切な生産改善、有効な生産管理を通じて大きな企業利益を生み出すことができる当制度の意義を紹介し、現在、印刷業界で進められている「カーボンフットプリント」制度との違いや、ステップアップの可能性（CO₂排出量の数値表示など）を説明することによって、効果的な浸透をはかる。

CO₂削減貢献度 認証制度における業務フロー図



「会員」についての考え方

デジタル印刷

付帯サービスという趣旨から、認証登録の申請資格者は会員企業のみとする。

- 会員外の「デジタル印刷バージョン」に関する認証登録は認めない。

(1) 「正会員」

自社内に設備した「デジタル印刷システム」(奨励製品)で製作した印刷物だけに、マークを使用できる。

(2) 「A准会員」

① 自社に「デジタル印刷システム」を保有している企業

- 認証基準を満たす「デジタル印刷システム」(奨励製品)を保有していることを条件に、計算機に基づいて新規に認証取得を申請しなければならない。
- この場合、自社製作製品に「マーク」を記載することが可能となり、かつ、宣伝物等にも「マーク」を表示することができる(オフセット印刷バージョンと同様)。

② 自社に「デジタル印刷システム」を保有していない企業

- 正会員企業に生産を委託した場合にかぎり、その印刷物に当該会員企業(委託先企業)の登録番号(PIN番号)付きのマークを掲載することができる。
- 自社工場を有しないため、名刺、会社案内など自社の宣伝広報物に、登録番号(PIN番号)付きのマークを記載することは認められない(オフセット印刷バージョンと同様)。

(3) 「C協賛会員」

「デジタル印刷システム」だけを「奨励製品」として登録したメーカー/ベンダー

- オフセット印刷バージョンの認証基準には該当させない。

※年会費=1口扱い:「B協賛会員」相当

※既「協賛会員」(AおよびB協賛会員)は従来の資格のまま適用範囲を拡大し、年会費を免除。ただし、申請登録時には「入会金」相当額を納める。

※「会員資格の種類と認証登録、マーク使用の範囲」別途参照

CO₂削減貢献度

(1) 「正会員」

有資格者として『自社工場』について関係資料などの申請・提出ができる。

※従来の資格のまま適用範囲を拡大し、年会費を免除。ただし、申請登録時には「入会金」相当額を納める。

(2) 「A准会員」(従来の「准会員」から改称)

II類/III類(新設)

有資格者として、CO₂削減貢献度認証を取得する正会員との生産委託に関する契約資料などの申請・提出ができる。

- 印刷物への記載は『オフセット印刷バージョン』と同様、正会員企業へ生産委託することが条件となっており、外注先として正会員企業が製作した場合にかぎり、その印刷物に当該会員企業の登録番号(PIN番号)付きのマークを掲載することができる。

• この認証は、上記企業へ委託生産した以外の印刷物には表示できない。

• 自社工場を有しないことから、名刺、会社案内など自社の宣伝広報物にマークを記載することは認められない。

※従来の資格のまま適用範囲を拡大し、年会費を免除。ただし、申請登録時には「入会金」相当額を納める。

(3) 「B准会員」(新設)

「CO₂削減貢献度」のみ認証を取得したい企業(新入会を希望することが条件)

- オフセット印刷バージョン、デジタル印刷バージョンの認証基準には該当させず、したがって「クリオネマーク」も発行しない。

※年会費=「准会員規定」に準拠

(4) 「C協賛会員」(新設)

「CO₂排出量算定システム」および関連の支援サービスだけを「奨励製品」(対応製品と区別)として登録したメーカー/ベンダー

- 「オフセット印刷バージョン」、「デジタル印刷バージョン」の登録基準には該当させない。

※年会費=1口扱い(B協賛会員相当)

※既「協賛会員」(AおよびB協賛会員)は、従来の資格のまま適用範囲を拡大し、年会費を免除。ただし、申請登録時には「入会金」相当額を納める。



環境保護印刷推進協議会
www.e3pa.com